

## 社会福祉法人 むつみ福社会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人むつみ福社会（以下、法人という。）の役員及び評議員、評議員選任・解任委員会委員、会長、顧問、内部監査委員の職務執行の対価として支払われる報酬等について、必要な事項を定めるものである。

### (定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

### (報酬総額)

第3条 役員及び評議員選任・解任委員会委員並びに法人会長、顧問、内部監査委員に対する報酬の会計年度ごとの総額は 20,000,000 円以内とする。

2 評議員に対する報酬の会計年度ごとの総額は定款に定める額とする。

### (理事会及び評議員会等の出席報酬等)

第4条 法人職員を除く役員が理事会に出席したときは、当日の報酬及び実費弁償費を別表1により支払う。

2 評議員が評議員会に出席したときは、当日の報酬及び実費弁償費を別表1により支払う。

3 法人職員を除く評議員選任・解任委員会委員が各委員会に出席したときは、当日の報酬及び実費弁償費を別表1により支払う。

### (理事及び評議員の勤務報酬)

第5条 理事（理事長及び業務執行理事、法人職員理事を除く。）及び監事が理事会出席以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設、事業所の運営のための業務を法人本部及び当該事業所において行なった場合及び法人の内外を問わず、理事長が依頼した会議等への出席をした場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払う。

2 評議員が評議員会出席以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設、事業所の運営のための業務を法人本部及び当該事業所において行なった場合及び法人の内外を問わず、理事長が依頼した会議等への出席をした場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払う。

### (監事の報酬等)

第6条 監事が、法人及び施設の運営状況及び会計の執行状況に関する監事業務を法人本部及び対象事業所において行なう場合及び法人の内外を問わず、理事長が依頼した会議等への出席をした場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支払う。

(理事長及び業務執行理事の勤務報酬)

第 7 条 理事長が法人及び事業所（法人が設置運営する事業所をいう。）の業務に従事した時は、別表 4 により支給する。

2 報酬の支給日は毎月 25 日とする。ただし、当日が土曜及び休日に当たるときは前日に繰り上げて支払う。

3 支払い方法は、銀行口座への振込みとする。振込みは当該役員の指定する口座とする。

(会長、顧問の報酬)

第 8 条 会長、顧問は法人運営及び法人内各事業本部の運営全般にわたり、随時、法人本部事務所及び従たる事務所等において理事長及び業務執行理事等に対し助言を行なう場合は、別表 5 により報酬及び実費弁償費を支払う。

2 支払日及び支払方法は前条に準じて行なう。

(内部監査委員の報酬)

第 9 条 内部監査委員が、法人及び施設の運営状況及び会計の執行状況に関する内部監事業務を法人本部及び対象事業所において行なう場合は、別表 6 により報酬及び実費弁償費を支払う。

(兼務役員)

第 10 条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(出張旅費)

第 11 条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表 7 により報酬及び実費弁償費を支払う。

2 業務を遂行するに当たり必要な経費は、原則としては実費を支給する。

3 旅費等は、原則として出張終了後支払うものとするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第 12 条 事業の職員を兼務する役員等は、この規程は適用しない。

(改正)

第 13 条 この規程を改正する必要がある場合には、理事会及び評議員会の議決を経なければならない。

(公表)

第 14 条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

附 則

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 14 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 15 年 11 月 16 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 10 月 16 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 16 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 6 月 2 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 2 月 16 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 16 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 5 月 25 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条中かっこ書き及び第 4 条第 1 項中かっこ書きについては、平成 20 年 1 月 25 日に遡って適用する。

附 則

この規程は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 10 月 16 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 16 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 16 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 16 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 16 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 5 月 28 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 7 月 16 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 15 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

「社会福祉法人むつみ福社会評議員及び役員並びに評議員選任・解任委員の報酬等に関する規程」の名称変更及び全部改正